

祭天照太神。此宮初右近馬場の邊にあり。傳云五月の節儀荒手番のとき、太陽光馬場の上に降下る。仍て此地に造宮所祭なり。是故に世人日降神明と號と云。右近馬場載前卷。其後當宮を今の二條御城の地に移す。又後今の地に移す。

○清荒神社 在京極東荒神河原南方。鳥居木柱社同額清荒神鬘。清荒神と號るは、攝州勝尾山清より勸請せらる、故なり。彼山開闢の始、開成皇子登山の時、荒神八面八臂の鬼神となつて出現せり。皇子感信歸敬して、永く守護神と崇め、其地について神殿を營み玉へり。今尙社あり。岩あり。神勢立の所なり。代々の天子御歸依あり。今此社は後陽成院勅して、文祿年中にうつさる。始在五条坊門油小路西。然るを又北關に近からんため、此地に移し玉へり。異は彼神寄宿の所、此地又北關の異なり。神殿に所安神影靈驗揭焉なり。外に又一尊を安せり。後陽成院の勅作なり。此所勸辨の古老あり。予問云、如右荒神此地の遷坐近世なり。爾るを所地河原にもあらざるを荒神河原といひ、路卷を荒神口と稱し、古名を不用こと不審。翁曰く、始は近衛河原也。近衛荒神音聲近きを以て、近衛は誤にして荒神實義なりと。虚誕の説古號を掠しと云ふ。

(町山白)

○荒神社 在猪熊通出水通南東方。門西向社同社南の傍に稻荷社あり。仍て世に稱して云稻荷荒神勸請記不詳。  
○下御靈社 在京極通大炊御門北東方。門西向拜殿同社同所祭辨上。當社始新町通近衛南にあり。今尙云御靈町。一説曰當社は仁明帝御宇勸請云。例祭同上。神輿一基。  
○稻荷社 在二條通堀河東人家裏。社記不詳。  
○白山社 在白山通魁屋人家裏。社在三所。同街押小路南にあり。町を云上白山町。同八幡町の南にあり。云、中白山町。同姉小路南にあり。云下白山町。  
此社今攝祇園。所祭 越前州白山權現なり。勸請記不詳。案に上古には叡山より禁裏に訴あるに、其旨達しがたきには、山王の神輿を舉來り捨置ことあり。是を神輿振と云ふ。又捨山王とも。其ある所の土人、神慮を恐て祭納む。件の社則此義ならん歟。  
○御所八幡 在三條坊門萬里小路西南方。地を云八幡町。門北向宮西向所祭 八幡。此所は古足利尊氏公の殿舎の地なり。其封境の内に、康永年中に勸請せり。仍て世人稱御所八幡。又公を號等持院。故に等持院八幡とも號す。古地封四町四方あり。今境界纒なり。  
○神明宮 在姉小路通新町西北方。門南向鳥居木柱宮同所祭神明。○攝社 八幡・春日・多賀・天神・住吉の社あり。傳

記不詳。

○迷子社 在神明宮前南方。門北向社同社號土人の稱號なり。案ずるに神代神に、在大戸惑子神大山祇。此神を所祭歟。

○中山社 在石神通三條南西方。鳥居木柱額 石神大明神。社東向所祭二座豐石臚命・奇石窓命【古語拾遺】曰、天照太神入于天石窟時、群神歌樂令天手力雄神引啓其扉遷座新殿、今豐磐間戸命・櫛磐間戸命二神守衛殿門、是並太玉命之子也。○後冷泉院御宇、永承五年六月十六日、建神社。同六年十一月授從三位。天喜元年四月始奉官幣。例祭四月中申日。

(森神石)

○石神森 當社の森を云ふ。今亡し。古方境廣し。森詠和歌、  
【玉吟集】

石神のもりの下水ゆふかけて、大宮人のすむ、むころかな  
按ずるに、大内の時、宮城四面の門に此神を祭る。

【延喜式】曰、御門巫祭神八座。櫛石窓神四面門・豐石窓神四面門已上。

○牛頭天王社 在新町條三條北西角。社南向傳不詳。  
○祇園神社 在四條京極東。社西向在

此所は祇園社、祭禮神輿三基の旅所にして、彼神輿を所安也。北社は素戔嗚鳥・八王子 南社は安少將井神輿。昔所定旅所は、少將井は車屋町通、春日通北にあり。今尙云御旅町。其餘の旅所は烏丸通四條南、大政所町にあり。今此所に移すは、秀吉公の命也。

○神明社 在右社前南向。所祭天照太神・八幡・春日。

○官者社 在右社南西向。鳥居木柱所祭神祕云。

○惡王子社 在官者殿前西向。鳥居木柱小祠同所祭同紀州熊野。

○祇園祭禮御供所 在右社東一町北方。小社南向。此所、件の神輿遷幸の時、神供を獻する也。此社他町より預る。神供は則彼町より調備す。其所烏丸通五條上號御供町也。  
○諏訪社 在東洞院六角南、東方人家裏。傳記不詳。

○惠比須宮 在室町四條東方人家裏。小祠。

土人云、傳云、古には宮地廣く拜殿・鳥居存し、神木森森たり。近世に至て圍大の神像を安す。爲回祿滅せり。中比此所の南隣に、武野紹鷗住して、號宅稱大黑庵。謂は雙惠比須のいひなり。鷗は武人にして、始名武田因幡守仲村。武田信光の末孫也。茶道を樂み、愛和歌。風流の隠士。雙紙物語に書して世所知也。弘治元年十一月廿九日卒す。洛東建仁寺塔頭正傳院に塔あり。



○神明宮 在綾小路通麩屋町通西、北方人家地。小宮傳不詳。

○神明宮 在綾小路高倉西北方、門南向鳥居同。拜殿同宮。同所祭伊勢外宮神。

○宮同 所祭伊勢内宮神。

○攝社 石神社・稻荷社・天神宮・辨天社・荒神社在本宮東自北至南

當宮勸請の記不詳。傳云、記傳あり。紛失すと。又云源三位頼政、依勅化生を射るとき、當宮に之を祈るに果して願望を遂たり。仍て數品の兵器を獻す。其中弓一張、箭一手あり。弓今或る武家の家にあり。矢一本今尙あり。今所<sub>レ</sub>有の弓は、實弓を所撰作也。

○大原社 在綾小路室町西北方。門南向。社同。所祭丹波國桑田郡大原社に同じ祭神一坐。

彼國社記云、當宮者、伊勢太神宮母神、伊弉册尊之鎮座也、今以伊弉諾・天照太神爲三座、春秋兩度祭奠者、遠近國郡爲群也、其祭儀不事饗饗、以桑楫爲禮、而示謙道於天下者乎神社啓蒙。當社記未考。

○愛宕社 在油小路綾小路南東方角。小社。西向。所祭土人云愛宕權現一屬神。社記不詳。

○菅大臣社 在五條坊門通西洞院東。門北西。社西向。所祭菅神。傳云、此所菅原是善卿の宅地、菅神出現の所、又菅

神の御館一夜飛梅の地なり。

○天御子社 在右社北町北方。小社。南向。土人稱此社天子と云ふ。是則菅神の御子也。一説是善卿を所祭と云ふは非なり。

○天道社 在猪熊通五條坊門北角。門在東。拜殿南向。社同。所祭日・月二神。

○繁昌社 在高辻通室町西北方。門南向鳥居同。社同。所祭以辨財天女爲本地。社記不詳。

按に、當社は靈社也。神傳此社の由縁【宇治拾遺】云、今はむかし、長門前司といひける人のむすめ、二人ありけるが、あねは人の妻にて有ける。いもうとは、いとわかてみやづかひしける。後には家にいたりけり。わざと有つきたる男もなく、只時々かよふ人などぞありける。高辻室町わたりにぞ家はありける。父母もなくなりて、おののかたには姉ぞるたりける。南面の西のかたなるつま戸ぐちにぞ、つねくは、人にあひ物いふ所なり。二十七・八なりけるとし、いみじくわづらひてうせにけり。おくは所せしとて、そのつまどぐちにぞふしたりける。さあるべきことならねば、あねなどしたて、とも人のみいでいぬ。扱れいのはふに、とかくせんとて、くるまよりとりおろす。櫃かるくとして、ふたいさ、かあきた

り。あやしめてあけてみるに、露ものなかりけり。さていかなる事にか、此塚のかたはらちかくは、けすなどもえいつかず、むつかしき事ありといひつたえて、大かた人もえいつかねば、そこにはたゞ塚ひとつぞ有。高辻よりはきた、室町よりはにし、高つじおもてに、六・七軒がほどは家もなく、其塚たかくとして有ける。いかにしたることや、塚のうへに、社はいはひすえてあなる。此比も今も有となん云。

例祭九月二十日。此所一町爲産沙神。神輿一基。

○新住吉社 在醒井通高辻東南角。門西向。社同。所祭同攝州住吉社。當社は和歌の神なる故に、三位俊成卿の勸請也。

○荒神社 在新住吉北東方。門西向。拜殿同。社同。當社始清荒神遷座の所なり。彼神依勅中京に移して後、以同神再勸請せり。一義云、此社地最初、園韓神を移祭る所と、但不見實記。彼神載卷末。

○俊成社 在松原通鳥丸東人家後。社西向。所祭俊成卿靈。此地は彼卿の宅地なり。是故號五條三位。今云ふ松原通は、實は五條通なり。社記不詳。

○新玉津島社 在俊成社西町人家後。社西向。所祭衣通姫也。姫は允恭天皇之后也。和歌の神なる故に、俊成卿、紀

州玉津島社を勸請せらる、處也。當社中比衰ふ。尊氏公靈告を得て、再興し玉へり。

【新續古今應永四年、新玉津島の社つくりかえの比、權大僧都堯孝、讀せ侍りける百首の歌の中に、社頭祝といふ事を、

今こゝにうつすも高き宮居哉、もとのなきさの玉 權中納言雅縁

○天神社 在松原通西洞院河西側。門東北。鳥居東向。拜殿同。社同。所祭少彦名命。【神代卷】曰、大己貴命與少彦名命、

經營天下、復爲蒼生及畜産、定其療病之方、又爲攘鳥獸昆蟲之災異、定其禁厭之法、百姓咸蒙恩賴、已上、當社鎮坐記未考。

○御靈社 在油小路松原北西方人家後。由縁不詳。

○杉恵比須社 在猪熊通高辻南西方。門東向。鳥居東向。社同。社記不詳。號杉夷。始此所に塚あり。其上に杉あり。點地社を作る。土人舊地に寄て號之也。

○八幡宮 在五條橋西爪。門北向。鳥居同。額八幡宮。額宮東向。

○觀音堂 在宮北東面。千手觀音立像四尺許。傳説云、當宮は貞觀年中の草創にして大架の經營也。其後貞純親王昇霞あつて、其靈神を同所に祭れり。親王の



(幡八達首) (宮日武)

嚴徳に寄て、當宮を號武日宮、供僧の坊を武日寺・威光  
靈院と稱す。又號首途八幡。親王の息經基公、尊敬他に  
異なり。古へには貞純靈社あるにや。今亡し。末代及衰  
滅、本殿に攝し祭る也。  
○諏訪社 在兩替町通楊梅辻子南。社東南。所祭健南方命  
一尊。又健御名力神とも稱す。傳云、古當社封内廣し。  
近隣人家の裏に池あり。今尙云諏訪池。是又大境にして、  
魚鳥羣栖せしと云。

○住吉社 在中道寺。門北。鳥居石。宮同。鎮坐記不詳。  
土人爲産沙神。

○炬火社 在七條通高瀬河西畔。鳥居木。小社同。此社は  
稻荷本社の末社にして、所祭神秘云。號炬火社は、稻  
荷社例祭の日、神輿旅所に遷幸の時、此地を經玉ふに、於  
此所松明を照し、神輿を迎ること舊例也。仍號之。此社  
始、此より西二町許にあり。然るを南方に、火葬場を開く  
故に移此地。

○稻荷社 在猪熊通八條北。此邊今無人家爲島。鳥居木。小社同。此所勸請最久し。上古九重圖に載たり。中比稻荷  
山本社神輿の爲旅所。仍て以此所云舊御旅。此時五基  
神輿旅所所々にあり。七條不動堂前、東寺東門の前にあ  
り。其後一所に攝して、今の所を定む。

○稻荷社 在右社卯辰間六七町許今旅所。鳥居木。此  
所は往昔、弘法大師の開基せる、綜藝種智院の舊跡なり。  
事は載前。

○幸神社 在右旅所北七條不動堂東南。鳥居木。社同。傳不  
詳。

○古井社 在大宮通東寺東門北一町、人家間西方。小社東  
所祭不詳。一説に玉津島明神を所移祭云。社の傍に古  
井あり。仍て社號とす。此濫觴は、今本國寺の塔頭眞如院  
に所安の日蓮の像を、昔或者盜探て、大宮を南に走る。  
其夜彼院主廣圓坊、外より歸るに之にあひたり。彼者、炬  
火の光に廣圓を見て、此宮にかけ入たり。忽ち井に落つ。  
廣圓盜人とは不知。驚て火を振て之を見るに、彼者像を  
懷て井に立たり。助揚て之を見るに、吾院の持尊也。依  
責彼者實を告る。圓即像を取て社に歸る。此始末世に響  
て、且は靈像の奇異、且は當社の神徳と感じて世人信敬  
して號古井宮。又彼像をも號て稱古井御影と云ふ。又  
説に古井は搖なり。身搖の義也。其故は昔渡邊綱、羅城門  
の化鬼を見んため、夜半に到るに、所乘の馬此宮の前に  
て直立て搖震。故に號之と。此義非なり。

○宇賀社 在高倉通東九條北。此所今野郊にして、民居  
其西より東洞院面にあり。地を云宇賀辻子。鳥居木。社同

所祭宇賀神。

○日神月神社 在右社東南向。勸請記不詳。  
云古記「宇賀塚」此所なる歟。或記曰、因大織冠大忠賜九  
條地。鎌足公曰、此地者藤氏繁昌所也。至百餘歲有遷都  
此所可爲第九條巷。爲後證理靈物號宇賀塚云。

○新宮 在右社子丑方二町餘。鳥居木。社同。所祭未考。  
○宮社亡滅所

宗像社 在二條東一條殿第地。往昔冬嗣公、神の示現によ  
つて、所勸請也。三代實錄曰、太政大臣東京一條第從二  
位勳八等田心姫神、市杵島姫神、並授正二位云云。  
宗像社 在勸解由小路一條南。所祭右同神。出諸社記

【大鏡】曰、小一條の南かでの小路には、石だ、みをぞせ  
られたりしが、いまだ侍るぞかし。宗像の明神おはしま  
せば、洞院大路の辻よりおりさせ給ひしに、雨などの降  
日の、れうとぞうけ給はりし。大かた其一町は、人ありか  
ざりき。今はあやしきものも馬車に乗つ、みじくと  
ありき侍るはとよ云。此貞信公は、宗像の明神うつ、に  
物など申給ひけり云。

石窓神社 ●梅忠社 在北京山載或書。今不詳。  
園神社 【延喜式】曰、園神二座云、或書云、此社勸請  
其始を不知。延暦遷都の時、此社宮城にあたる故に、

他にうつさんとするに、神託して、在此地永く帝土を可  
守護云。

韓神社 右此兩社、大内裏の時、在宮内省内。其地大炊御  
門北、櫛寄道の西也。縣神社 ●山井神社

天滿宮 出康富記 文安元年八月十六日壬戌、正親町高倉西洞  
院南角、天滿宮祭禮也云云。【親長卿記】曰、於東方天滿  
宮、如内裏咫尺也、仍先日彼御村祈謝之義兼俱卿云云、

滋井社 在中御門西洞院 出古記、當社は後鳥羽院御勸請云云。  
諸社記云、西洞院滋井神は鞠神也。此所、故成通卿宅地な  
り云。

太詔戸神社 在春日通南室町西角 出古記、【日本紀略】云、  
承平元年六月一日、奉授太詔戸神位正四位上、從三位云云

橘逸勢社 出諸社記、所地不分明。平治元年九月二日祭  
之。上皇營其事。

準神社 在左京四條 出神祇式、【日本紀略】云、天慶三年  
九月四日、奉贈左京正四位上準神、從三位。

賀茂社 在四條坊門油小路。諸社記曰、當宮堀河院御宇、實  
季卿室、依夢告祝之云云。

道祖神社 在五條南西洞院東由、出舊記【今昔物語】  
若宮八幡 此所源賴朝公の勸請にて、在六條室町。【東鑑】

卷五日、文治元年十二月卅日、令拜領諸國地頭職



給之内、以土佐國吾河郡令寄附六條若宮給、彼宮點、故延尉禪室六條御遺跡、被奉勸請石清水、以廣元弟秀嚴阿闍梨、所被補別當職也云云。○同卷七日、文治三年正月十五日、左女牛御地、令奉寄六條若宮給、早可令奉行之旨、所被仰阿闍梨秀嚴也、是六條以南西洞院以東一町也。○同卷曰、文治三年六月十八日、於六條若宮、可始行放生會之由、有其沙汰、且可被窺觀感云云。

右件所地、今東本願寺にあり。此寺建立の時、宮を他に移す歟。然ば可有他と、尋るに無し。今彼寺東、寺内良の町に、云若宮町あり。是其移所にや。但無宮。號町は宮有ればなるべし。然らば東本願寺建立の節、宮尙あつて、其後滅する歟。若宮町は下寺町延壽寺の南の街、六條の北、南北に通る。

春日社・藏王社 此所今稻荷旅所の南也。森あり。春日森・藏王森と號す。社記不考。

△寛算石 在森南畠間。傳云、昔くはんざんと云ふ山伏化して此石となる。有靈動ば爲崇と。土人爲怖なり。寛算の二字、依古書誓書之。追可考。按所載「平家物語」【大鏡】寛算内供奉が靈を所祭歟【平家物語】曰、三條院の、御目も御覽せられざりしは、寛算供奉が靈とかや云云。

【大鏡】曰、三條院、此御門は、寛算内供奉といふ人の、御物の氣しうねくて、わづらはしくおはしまして、世をたもたせ給ふ事五年、仙院にならせたまひて、御目を御覽せざりしこそいみじかりし。

大將軍社 所載「拾芥抄」在三所。今亡。○一條北萬里小路東。○高辻北東洞院西。○大宮西七條北。

人丸塚 在坊城通西高辻南。由縁不詳。但古此邊、忠峯・忠見等歌人居住す、疑らくは和歌の靈神故、其所地に所祭歟。

福大明神森 在壬生通東楊梅北。由來不知。塚有靈云云。

春日森 在朱雀通西八條北。所勸請不詳云云。

佐女牛八幡宮 始佐女牛通、今云有若宮町。號若宮。以字佐宮移祭謂也。又號佐女牛、此宮佐女牛通の北にあつて、其界内の故也。今尙舊地に神木の古松あり。東方人家の裏に宮の跡あり。宮は在五條橋東。見上。今謂所の舊地に在井水。載「玉葉集」。

後深草院御灌頂、長講堂にて侍りけるに、寅時の水とらせ玉はんとて、六條若宮の閼伽井に臨幸のことあり。此井今不詳。按に、云佐女牛井。蓋是ならん歟。若爾らば、今云醒井通に所在佐女牛井は是を誤者歟。又説に、此地源賴義の宅地にして、神木在椋。賴義の植らる、樹なりし

と、今亡。

脱漏

○神明宮 在麩屋町通五條橋通北東方。門 西向 鳥居同 拜殿同 宮同 宮記不考。

○神明宮 在富小路通五條橋通北東方。門 西向 鳥居同 拜殿同 宮同 眞言僧守之。宮記不考。

○稻荷社 在高倉通西街高辻南西方。門 東向 鳥居同 社同 稱町號稻荷町。此地俳諧師松永貞徳が宅地にして、其地に所祭也。但歲時記不考。貞徳所撰俳書【御傘】載「此社記花咲亭稻荷是也。貞徳別號圓陀丸、又長頭丸、亭稱逍遙軒、又號花咲亭。」

(荷稻亭咲花)

山州名跡志卷之二十二終



山州名跡志後叙

山州名跡志、僧白慧之所撰也、慧字雪庭、又號如是、相山雲子、姓坂內、代々以武藝鳴矣、慧亦在家時、繼其箕裘之業、壯歲來洛下、寓棲數十年、于茲篤歸、依於佛乘、喪母後、遂爲僧、曾愛山州風土之秀、足迹遍一州、其言曰、雖人之相去數百歲、有若因其詞、想其風、因其境、想其人、杖履並遊、几案親接、相與言者、古人遺名之地乎、故到處、問塔廟興廢、水石舊名、無能爲言之者、言之往往襲繆失實、今而歎圖誌之不詳、何況後世湮泐蕪沒、而恐人之無知焉、於是因國史所載、前人所詠、神佛家之所記、雖深岩幽谷、躬自親到、遂得窮探極觀、一水一石、無使遺者、成書無慮二十二卷、以余相識之久、而知撰述之勤、故稱歎以爲此語、披卷而欣然、以謂大凡一州之地、八郡之境、雖余屋丁橋、詳難其審、雖祈寒隆暑、不憚其遠、且村落廣狹、山川勝狀、與逸人達士風騷、墨客之遺趾、碑刻歌什、好事之人、豈不嘉之哉、此地

皇都千歲、而山林郊野、爲佛氏所廬、惟夥、然論古昔廣大壯麗之興建、於今日、則何啻存十一於千百而已哉、他日薙染之徒、見此書披荒艸、訪遺塵、有再繼興修之志、是亦因樵子徑、到葛洪家之類乎、因叙

于時

寶永初元鴻寶月中

丹水奇岩之隱士

碩

星

題





正德元年辛卯七月吉旦

出雲寺和泉掾  
小佐治半右衛門  
京都書肆 中村孫兵衛  
杉生五郎左衛門  
小山伊兵衛

大正四年一月廿七日印刷  
大正四年一月卅一日發行

大日本地誌大系第二冊 非賣品

山州名跡志 全

日本歷史地理學會校訂

編輯者 山下半次  
發行者 小川琢三

印刷者 渡邊八太郎

印刷所 日清印刷株式會社

東京市牛込區榎町七番地

東京市神田區駿河臺北甲賀町十番地


大日本地誌大系刊行會

振替口座東京二八七六二番  
電話本局四三三八六番

不許複製

發行所







SAN-AISHA SHOTEN  
電話神田二九七五番  
三愛社書店



